KOBELCO

Heart to Heart 心から心へ

それは いつも見えているとは限らない そしてまた いつも聞こえているとは限らない だからこそ大切なさまざまな「想い」というニーズ。 私たちは心の目と耳を真摯にかたむけ よりスピーディに よりたしかに 熱い心で応えます。

"Heart to Heart" kt

つねにお客さまの視点からものごとをすすめる つまりマーケットオリエンテッドなビジネスを通じて 社会に貢献したいと願う私たちの コーポレートメッセージです。

▲ 安全に関するご注意

●ご使用にあたって

- 1.ご使用に際して「取扱説明書」をよくお読みの上、正しく安全にご使用下さい。
- 2.弊社の製作範囲を無断で改造されますと、事故の原因となり危険です。絶対に行わないで下さい。
- 3.取扱気体は空気です。空気以外の圧縮には使用しないで下さい。事故や故障の原因となります。
- 4.圧縮空気を直接吸引したり、呼吸器系の機器に使用することは絶対に避けて下さい。呼吸障害を起こすおそれがあります。

●設置場所について

- 1.本機は屋内設置用として製作しています。屋外及び半屋外で使用することはできません。
- 2.可燃性ガス、爆発性ガス等を含んだ環境へ設置すると、電気火花等による引火で爆発するおそれがあります。
- 3.有毒ガス、腐食性ガス等を含んだ環境へ設置すると、潤滑剤の劣化や部品の腐食の原因となります。
- 4.密閉された場所に設置すると、吐出温度の上昇や機器類の寿命低下につながります。必ず吸排気口を設けて換気して下さい。



KOBELCO SCREWは、ISO 9001 (国際標準化機構品質規格)、ISO 14001 (国際標準化機構環境規格) 認証取得工場で生産しています。

コペルコ・コンプレッサ 会社 📀 神戸製 鋼 機械事業部門

http://www.kobelco-comp.co.jp

■本 社

. 〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-4(新大崎勧業ビルディング16F) **2**03-5496-0011 (FAX.03-5496-0019)

■北海道

北海道営業所 〒003-0869 札幌市白石区川下641-83 8011-873-8511 (FAX.011-873-8522)

■東 北-

東北支店〒980-0811 仙台市青葉区—番町1-2-25(仙台NSビル5F) 2022-715-2670 (FAX.022-261-0762)

■北関東

北関東支店 〒335-0031 埼玉県戸田市美女木4-11-13 8 048-449-7700 (FAX 048-422-6616) 新潟営業所 〒950-0087 新潟市中央区東大通2-4-10日本生命新潟ビル4F

3 025-246-8880 (FAX.025-246-8882) 栃木営業所 〒321-0945 宇都宮市宿郷2-7-8

- 2028-633-5211 (FAX.028-637-2607)
- ■お問い合わせは……

- ■関 東 関東支店〒141-0032 東京都品川区大崎1-64(新大崎勧業ビルディング16F) 203-5496-0014 (FAX.03-5496-0018) つくば営業所 〒300-1286 茨城県牛久市小坂町2374-3
- **2**029-830-9200 (FAX.029-875-1303) 山梨営業所 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内2-12-15 (甲和ビル5F)
- 2055-220-6633 (FAX.0268-29-6571)
- ■北 陸 北陸営業所 〒930-0858 富山市牛島町18-7(アーバンプレイス8F)
- **2**076-445-1770 (FAX.076-441-0778)
- ■中 部 静 岡 支 店 〒421-0177 静岡市駿河区下川原南7-17 ☎054-258-9111(FAX.054-258-9102)
- 中部支店〒451-0045 結晶市区名駅2278(結屋プライムセントラルタワー15F) 2052-584-6088 (FAX.052-584-6080)

■近 畿

- 近畿支店〒541-0051大阪市中央区備後町4-1-3(御堂筋三井ビル4F) **2**06-6206-6088 (FAX.06-6206-6108) ■中 国
- 中国支店〒730-0013広島市中区八丁堀16-11(日本生命広島第二ビル4F) ☎082-211-5010(FAX.082-211-5011)
- 岡山営業所〒700-0976岡山県岡山市北区辰巳22-103(TCKビル2F) **2**086-244-8622 (FAX.086-244-8624)
- 匹 玉 四国営業所 〒760-0017 高松市番町1-6-8(高松興銀ビル5F)
 - **8** 087-823-1777 (FAX 087-823-3777) ■九 州
 - 九州支店〒812-0012福岡市博多区博多駅中央街1-1(新幹線博多ビル6F) **3** 092 473 8881 (FAX 092 473 8875)



コベルコが提案する 省エネルギー対策

Energy Saving Proposed by KOBELCO



遠隔監視センター 〒675-0155 兵庫県加古郡播磨町新島41 カスタマーザポートセンター 🕿 079-436-2182 (FAX.079-436-2109)

> 京都議定書の目標である「温室効果ガス6%削減」の ためには国内森林で「3.9%吸収」の実現が必要です。 国産材を積極的に使うことはCO2を吸収する森の育成 に貢献できます。この冊子の制作により国産材が製紙

> > VEGETABLE **OIL INP**

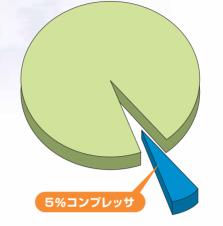




コンプレッサの消費電力

コンプレッサは、他の設備に比べて非常に大量の電力を消費します。 そのため、コンプレッサの使用エネルギーを抑えることで、工場全体の省エネに大きく貢献します。

日本の総電力量の5%



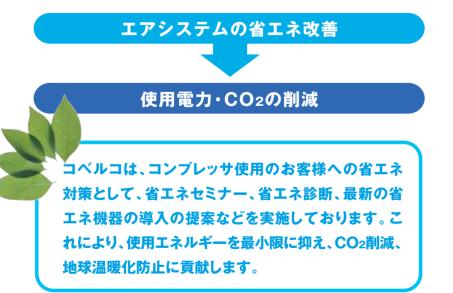
現在、国内で使用されているコンプレッサの総消費電力 は、国内で消費される総電力量の5%にあたります。コ ンプレッサの消費電力を10%削減すると、総電力量の 約0.5%の削減につながります。

※参考:2006年度の日本の総電力量:8,894億kWh(電気事業連合会HPより) コンプレッサの総電力量:約445億kWh

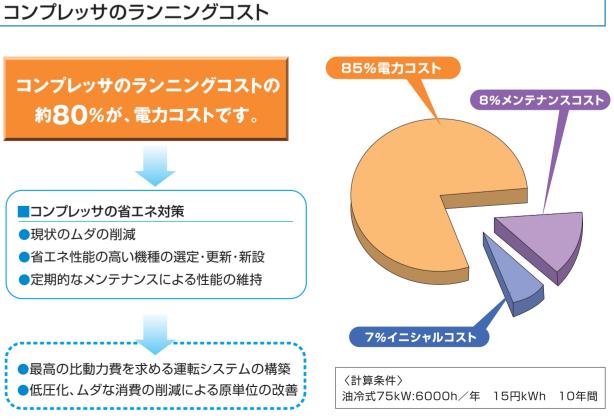
省エネルギー対策を通じて、低炭素社会の実現に貢献します。

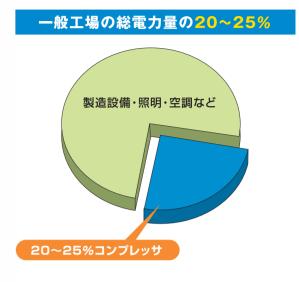
昨今、環境破壊がもたらした環境問題の一端である地球温暖化を世界的な 規模で食い止めるために、さまざまな対策がとられています。 私たちコベルコグループは、空気圧縮機メーカーのパイオニアとして、使用エ ネルギーを最小限に抑えるために、さまざまな技術を確立してまいりました。 その技術をお客様に、より的確に生かしていただくため、省エネ機器、システ

ム全体の効率化など、省エネルギーを図るための提案をさせていただきます。 お客様のエアシステムの省エネルギー対策を通じて、省エネ・環境改善・ 低炭素化と社会への貢献をめざします。



約80%が、電力コストです。







ー般工場設備におけるコンプレッサの消費電力量は、総 使用量の20~25%にあたります。コンプレッサの電力 を15%削減すると、総電力量の2~3%の削減につな がります。

「省エネ法」改正の概要

「改正省エネ法」2008年5月公布、2010年4月施行*1

■概要

地球温暖化対策の一層の推進のためには、大幅にエネルギー消費量が増加している業務・家庭部門におけ る省エネルギー対策を強化することが必要です。そのため、省エネ法を改正し、オフィス・コンビニ等や住宅・ 建築物に係る省エネルギー対策が強化されます。省エネ法(工場・事業場関連)は、今回の改正により事業 場単位から事業者単位(企業単位)のエネルギー管理が義務づけられることとなり、業務部門に多く見られ る中小規模の事業場を数多く設置する事業者が新たに義務の対象に加わることとなります。また、一定の要 件を満たすフランチャイズチェーンについても、チェーン全体を一体として捉え、本部事業者に対し、事業者 単位のエネルギー管理と同様な管理義務が課されることとなりました。

※1 丁場・事業場関係は2010年4月施行

住宅・建築物関係は2009年4月施行。

■省エネ推進の流れ

				_	
1947年	•	熱管理規制制定	2005年	•	京都議定書発効 日本はCO2排出量を2012年までに1990年度比▲6%
1951年	•	熱管理法施行	2006年	•	省エネ法改正 熱電気一体管理に変更
1979年	•	省エネルギー法(省エネ法)制定、施行 電気の取組み、判断基準、指定工場の創設、管理者設置、記録義務			年平均1%以上の原単位低減実現に努力する 「新・国家エネルギー戦略」を公表 2030年までに、さらに30%エネルギー効率の改善を目指す
1997年	•	京都議定書採択	2008年	•	省エネ法改正 指定基準の改正、報告書等の提出単位の変更、
1998年	•	地球温暖化対策推進法(温対法)制定			エネルギー管理統括者等の創設
		省エネ法改正 第一種業種制限の撤廃、全業種対象、第二種定期報告義務化、 第一種指定事業者の中長期計画書提出義務、	2009年	•	温暖化ガス排出削減の中期目標発表 2020年時点対05年比で15%削減
		第一種指定事業100年夜期1回音症ロ我務、 エネルギー管理士資格者の参画必要	2010年	•	省エネ法改正

改正後の対象者及び義務内容

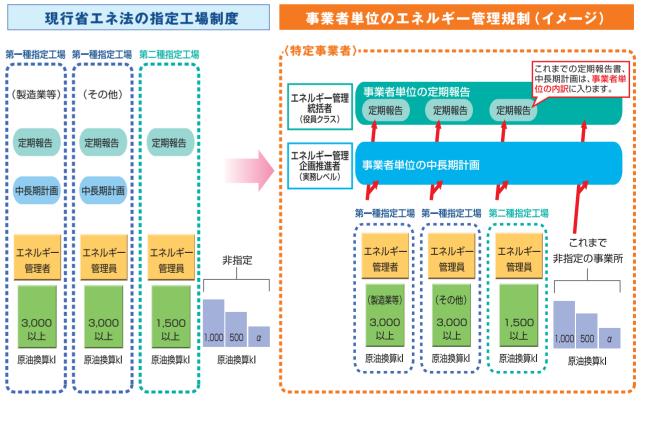
	改正前	改正後				
適 用	平成22年3月31日まで	平成22年4月1日から				
対象範囲	事業所ごと					
義務対象者	年間のエネルギー使用量の合計が一定以上の 事業所 ●第一種エネルギー管理指定工場 (エネルギー使用量3,000kl/年) ●第二種エネルギー管理指定工場 (エネルギー使用量1,500kl/年)	設置しているすべての工場・事業場・営業所(フラ ンチャイズチェーンについては、一定条件下の加盟 店を含む)における年間のエネルギー使用量の合 計が1,500kl(原油換算)以上の事業者				
義務内容	 第一種エネルギー管理指定工場 ・エネルギー管理者※1 又はエネルギー管理員の選任 ・中長期計画書の提出 ・定期報告書の提出 第二種エネルギー管理指定工場 ・エネルギー管理員の選任 ・定期報告書の提出 	 特定事業者、特定連鎖化事業者 エネルギー管理統括者(役員クラス)を選任 エネルギー管理企画推進者を選任 中長期計画書の提出 定期報告書の提出※2 第一種エネルギー管理指定工場等 エネルギー管理者※1 又はエネルギー管理員の選任 第二種エネルギー管理指定工場等 エネルギー管理者※1 又はエネルギー管理員の選任 				

改正のポイント

工場・事業場単位から企業単位へ

今回の改正では、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー 管理から、企業全体での管理に変わります。したがって、 企業全体(本社、工場、支店、営業所など)の年間のエネ ルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kl以上で あれば、そのエネルギー使用量を企業単位で国へ届け 出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。コ ンビニエンスストアなどのフランチャイズチェーンも同 様に、全体の年間エネルギー使用量(原油換算値)が 1,500kl以上であれば特定連鎖化事業者の指定を受け なければなりません。また、エネルギー管理指定工場の 指定については、これまで同様に一定規模以上のエネル ギーを使用する工場・事業場等は、エネルギー管理指定 工場の指定を受けることとなります。

事業者単位規制導入のイメージ



※1.エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士から選任しなければなりません。

報告書等の提出単位の変更

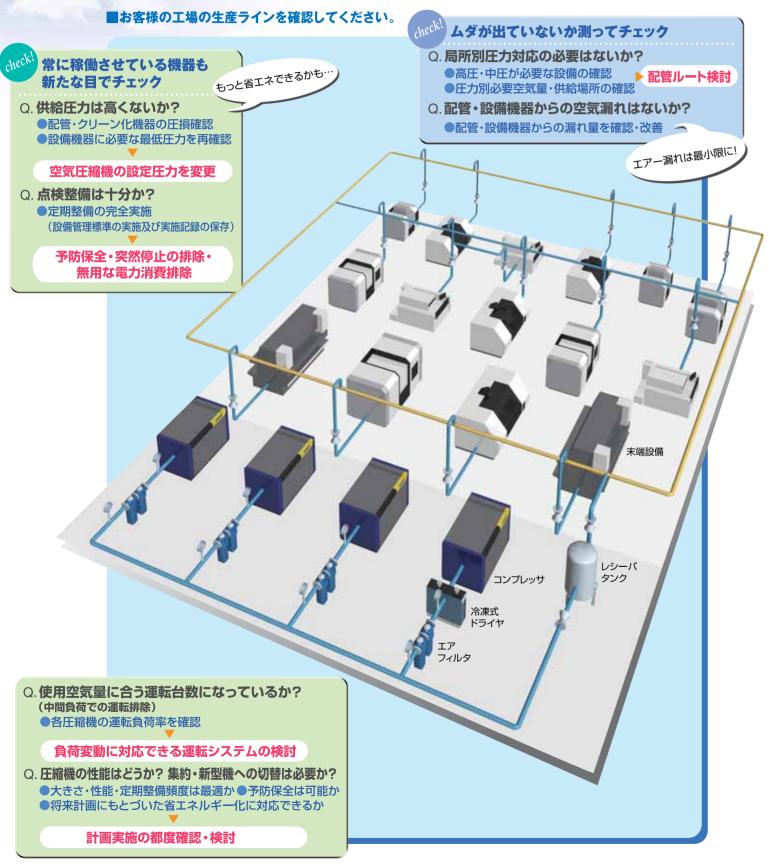
エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中 長期計画書の提出が従来の工場・事業場単位での提出 から企業単位での提出に変わります。

エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理 統括者(企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの 者など)とエネルギー管理企画推進者(エネルギー管理 統括者を実務面で補佐する者)※1をそれぞれ1名選任し、 企業全体としてのエネルギー管理体制を推進すること が義務付けられます。

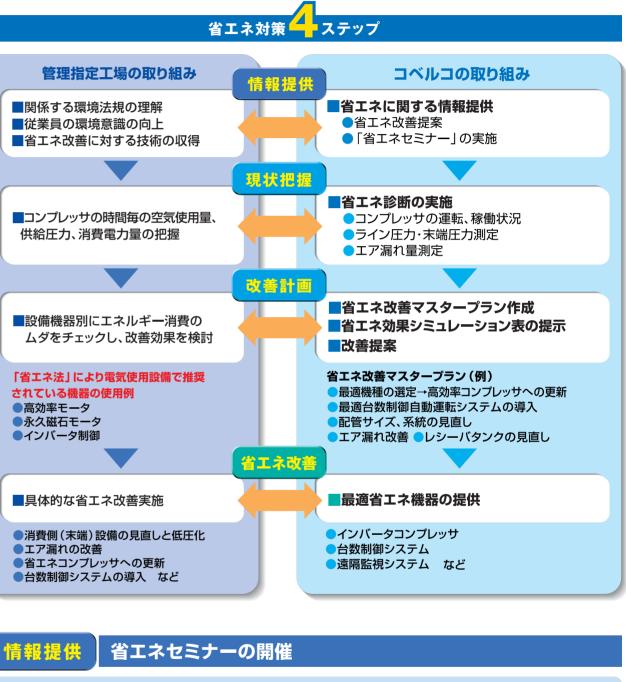
工場全体のエネルギー使用量の削減に向けて。

エネルギーの使用なくして、私たちの事業活動は成り立ちません。特に、工場の生産ラインにはさまざまな機械が並び、その 動力源としてコンプレッサも多く導入されています。コンプレッサに使用されるエネルギー量をいかに抑えるか。そのために は、コンプレッサそのものの改善にとどまらず、工場全体をひとつのシステムとして見直すことが必要だと考えます。生産ライ ンの中の機器やシステムの効率追求、環境改善のための工夫は、私たちの急務である省エネの推進、そして地球温暖化防止 のカギとなります。



お客様とともに、省エネ対策を推進。

コベルコは、お客様に環境問題、省エネについてもっと知っていただくため、省エネに関する情報提供としての「省エネセミナー」 をはじめ、お客様の工場のエネルギー使用量などを調査する「省エネ診断」、診断データーに基づき実際の機器・システムの導 入にともなう「省エネ改善」など、お客様の工場全体の省エネ対策のお役に立てるよう、窓口商社やサービス指定工場と一体と なった体制を整えております。



お客様からのご要望により、全国各地で、コベルコ窓口商社やサービス指定工場による「省エネセミナー」を開催してお ります。さまざまな資料を用いて、環境問題、環境関連法規、工場の具体的な省エネ対策など、幅広くご説明いたします。

■省エネセミナーの内容 ●現状省エネ法の解説及び将来の展望 ●省エネ改善実施のための組織の構築	-
 ●現状把握手法 ●ムダなエネルギー消費の顕在化 	10
 具体的な改善手法 改善効果の算出方法 改善に必要な空圧の専門知識の解説 	









●省エネ診断実績例

業種	主要生産品	測 定 内 容	提案内容	削 減 提 案		₩ 1 7	之而止在口	께수수여	相等中的	削減提案			
				電力(kWh/年)	電気料金(¥/年)	CO2削減量(t/年)	業種	主要生産品	測定内容	提案内容	電力(kWh/年)	電気料金(¥/年)	CO2削減量(t/年)
美術工芸	陶器	スクリュ給油式 15kW ×1台	インバータ機の導入	35,579	533,685	19.7	食品	飲料水	スクリュオイルフリー 37kW ×6台	台数制御盤の導入	1,873,000	20,603,000	782.9
精密機器	IT関連機器	スクリュ給油式 37kW他 ×9台	レシーバタンク+ 台数制御盤の導入	521,000	5,731,000	237.1	自動車	自動車 部品工場	ターボオイルフリー 480kW他 ×6台 レシプロオイルフリー 175kW他 ×4台	ターボ機をベース運転としての インバータ機+ 台数制御盤の導入		36,971,000	1529.3

(電気代を¥10/kWh、年間稼働日数を342日と仮定)

多様な業種から多彩な機種まできめ細かな診断と改善提案を行います。

12,600台 測定圧縮機台数

最適省エネ機器・システムの提供 省工え改善

省エネ診断によって明らかになったエネルギーのムダは、新たな省エネ機器の導入と、それらの機器を活かすシステムによって解消でき ます。コベルコでは、各種コンプレッサや台数制御機器など、省エネのための最適機器とシステムを提案。その具体的な使い方から省エ ネ効果に至るまでをきめ細かくご案内し、工場の一層の省エネ化を実現します。

インバータコンプレッサ採用による省エネ効果

高効率インバータ機の採用で大幅な省エネを実現します。



2段オイルフリーコンプレッサ採用による省エネ効果

高効率2段圧縮構造の採用に加え、インバータ制御でさらなる省エネを実現。



蒸気駆動式エアコンプレッサ採用による省エネ効果

蒸気エネルギーの有効活用により大幅な省エネを実現します。

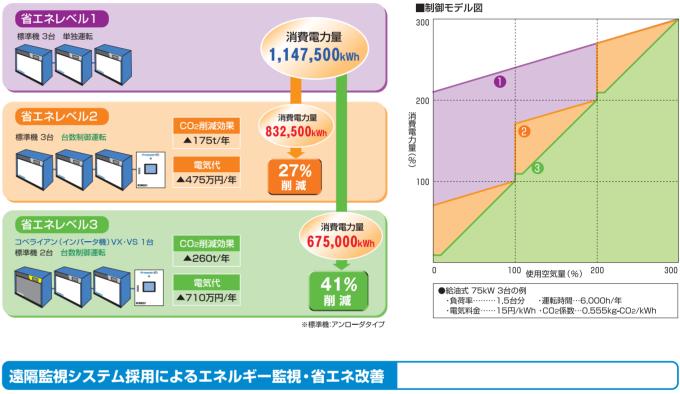


*負荷率100%、稼動時間6,000時間/年、電気料金15円/kWh、CO2係数0.555kg-CO2/kWhで算出しています。

台数制御システムの採用による省エネ効果

| 複数台のコンプレッサを使用する場合に、使用空気量の変化に応じて自動的に最適台数を選択し、運転することで 省エネを実現します。インバータコンプレッサと組み合わせることで、その省エネ性は飛躍的に向上します。

油冷式コンプレッサの場合





|コンプレッサの遠隔監視システムは、お使いのコンプレッサの運転データを自動的に収集し、傾向監視によりコンプレッ サの適正な運転ができます。また、お使いのコンプレッサを集中管理しますので、運転保守が容易になります。 使用空気量の変化に応じて自動的に最適台数を選択・制御することができます。(オプション)

